

石巻市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定に基づき実施した例月現金出納検査（令和2年5月分）の結果について、石巻市監査基準（令和2年石巻市監査委員訓令第3号）第24条第2項の規定により、別添のとおり公表します。

令和2年8月25日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 渡辺拓朗

石 監 第 1 号
令和2年8月20日

石巻市長 亀 山 紘 殿

石巻市監査委員 堀 内 賢 市

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 渡 辺 拓 朗

例月現金出納検査の結果について（提出）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、例月現金出納検査を行ったので、同条第3項の規定によりその結果を次のとおり提出します。

なお、別紙指摘については、会計管理者あてに別途通知し、措置報告を求めています。

記

- 1 検査の対象 石巻市会計管理者所管の一般会計、特別会計、病院事業会計、下水道事業会計、各種基金及び歳入歳出外現金に係る現金出納状況
- 2 検査の範囲 令和2年5月分（令和元年度及び令和2年度）
- 3 検査の期日 令和2年6月22日
- 4 検査の場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 検査の結果
 - (1) 関係諸帳簿及び証書類を検査した結果、執行状況は適正と認めました。
 - (2) 各会計等に係る現金出納状況は、5月末日現在会計諸帳簿と照合した結果、それぞれ符合し適正と認めました。
 - (3) 燃料費に係る支出負担行為に関する会計管理者の指導、審査及び確認について、不適正と認め、別紙記載のとおり指摘します。

(別紙)

1 指摘事項

燃料費に係る支出負担行為に関する指導、審査及び確認について

2 指摘内容

会計管理者は、市長から支出の命令を受けた場合、当該支出に係る支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを審査、確認することが求められる。

さて、燃料費に係る支出負担行為書及び支出命令書を試査したところ、会計管理者の支出負担行為に関する確認に際し、従前から関係各課への指導を通じて、支出負担行為をしようとする額及び配当予算経理を正確に計算することが現実的に不可能な時期に遡及させ、不実の日付で支出負担行為書を作成させてきたことが分かった。

このような指導及び事務処理は、合理性、必要性及び正当な理由が見当たらず、地方自治法（昭和22年法律第67号）第170条第1項、第2項第6号、第232条の3及び第232条の4第2項並びに石巻市会計規則（平成17年石巻市規則第50号。以下「会計規則」という。）第41条第2項第2号、第43条第1項及び別表第3に反するもので、不適正である。

よって、今後の燃料費の支出負担行為に関する審査及び確認に当たっては、関係各課への指導内容を改め、関係法令及び会計規則に則り、適正に行うことを求める。

また、上記は、燃料費に係る支出負担行為書及び支出命令書を検査したことで判明したものであるが、燃料費以外の費目においても同様の事例がないか、会計管理者において、自ら調査の上、不適正なものがあつた場合は、今後、適正に対応することを求める。

なお、上記試査の対象とした事例の支出負担行為番号等は、下表のとおりである。

事例番号	支出負担行為番号	支出負担行為書起案日(月/日)	支出命令番号	履行等確認日(月/日)	請求日(月/日)	支出命令書起案日(月/日)	支払日(月/日)	支出負担行為額 支出命令額
1	5540	4/15	4588	4/17	5/7	5/7	5/21	3,918
2	5647	4/17	4689	4/27	5/7	5/7	5/21	7,732

備考1) 上記は令和2年5月支払い分の事例である（年表記は省略した。）。

備考2) 金額単位は、円である。

3 補足

(1) 適正な事務手続の例示

上記事例番号2を用い、支出負担行為として整理する手続を例示する。

事例番号2の給油回数を確認したところ、4月17日及び同月27日の2回であった。本事例で、支出負担行為をしようとする額を正確に計算し、支出負担行為書を作成しようとする、4月17日には不可能（4月17日の時点で、同月27日の給油数量、給油単価を正確に把握できず、支出負担行為をしようとする額を正確に計算できないことは経験則上明らか）である。

本事例を適正に処理するには、会計規則別表第3が規定するように「請求のあったとき」（この場合は5月7日）に、「請求のあった額」（この場合は7,732円）で、「請求書」を用い、支出負担行為として整理することとなる。

なお、仮に1か月間の給油回数が1回であっても、処理方法に変わりはない。

(2) 会計規則について

本件指摘は、会計規則の不備や誤りを指摘するものではなく、「支出負担行為」及び「支出負担行為として整理する時期」が正しく理解されないままに不適正な指導や処理がなされていることを指摘するものである。

よって、本件指摘への対応としては、会計規則の改正は不要であることを念のため申し添える。